

仕様書

1 件名

上野原市シティプロモーション推進業務

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

市が指定する場所

4 目的・背景

上野原市（以下「本市」という。）は、平成17年2月13日に旧上野原町と旧秋山村が合併したことにより誕生し、令和7年に市制施行20周年を迎えた。令和7年3月には、上野原市みらい戦略を策定し、市民が愛着や誇りを持って本市に住み、市民・企業がまちを楽しみ、自らの生活を豊かにすることで、まちの一層の活性化や持続的な発展に寄与することを目指している。

令和5年度には、本市のビジョン（ブランドメッセージ）として、「まだ、知らないだけ。」を市に関わる人々が目指す「未来」を見通す言葉として策定し、市内外での情報発信を強化しているところである。市制20周年を契機に、今後も本市の多彩な魅力や将来のあるべき姿を様々な広報媒体を活用して市内外に戦略的に発信すること及びブランドメッセージを効果的に活用し、本市が目指す姿を市民、企業、団体等との協働による推進を図るため、令和7年度上野原市シティプロモーション推進業務（以下「本業務」という。）を実施するものである。

5 業務内容

受託者は、次の（1）～（4）に係る一切を本業務の範囲とし、本業務の実施に向けた企画の立案、関係者との権利関係の調整及び業務に関わる運営等を一括して行うものとする。

（1）現状分析の実施について

本市の地域特性や魅力、イメージ等について、統計資料による各種基礎調査や市民アンケート調査結果を参考に、市の提示する個別具体策及びその他シティプロモーションに必要な調査・研究・分析を実施する。特に、令和5年に策定した「まだ、知らないだけ。」のブランドメッセージについての認知度や理解度についても分析し、ブランドメッセージの浸透を図るとともに戦略策定の基礎資料とする。

（2）諸会議に係る運営支援について

① うえのはらシティプロモーションプロジェクト会議

シティプロモーション戦略策定やブランドメッセージの位置等を検討するため、市民等から意見を聴く「うえのはらシティプロモーションプロジェクト会議」に参加し（4回程度）、会議の円滑な運営及び進行のため下記の業務を実施する。

- ・運営方法の提案

- ・ファシリテータ等としての会議への出席
- ・資料及び議事録の作成
- ・意見、課題の集約及び分析

② 上野原市広報連絡会議

シティプロモーション戦略策定の検討や上野原市みらい戦略の推進を図るため、市職員で部署横断的に構成される上野原市広報連絡会議に参加し（４回程度）、会議の円滑な運営及び進行のため下記の業務を実施する。

- ・運営方法の提案
- ・ファシリテータ等としての会議への出席
- ・ワークショップの実施（必要に応じてシティプロモーションに係る知見を有する外部講師を派遣する。）
- ・資料及び議事録の作成
- ・意見、課題の集約及び分析

③（仮称）シティプロモーション庁内検討会議

シティプロモーション戦略策定の検討、調整を図るため、市長、副市長、教育長、消防長、危機管理室長、総務課長のほか、庁内各課長で構成する（仮称）シティプロモーション庁内検討会議（４回程度）に参加し、円滑な運営及び進行を図る下記の業務を実施する。

- ・検討内容の提案
- ・会議への出席、進行
- ・資料及び議事録の作成
- ・意見、課題の集約及び分析

(3) 上野原市シティプロモーション戦略（仮称）の策定について

市民アンケート等の分析やうえのはらシティプロモーションプロジェクト会議等の意見をもとに、本市が発信するイメージ・魅力をターゲット毎に設定し、明確化したうえで、戦略案を策定する（プロモーション活動の設定・地域資源の掘り起こし・プロモーションと連動する施策の抽出）。

なお、本戦略については、導入編と実践編に分けて作成すること。

- ① 資料の収集
- ② 市の魅力の洗い出し及び基礎的情報の分析
- ③ 上野原市シティプロモーション戦略（仮称）の策定

【導入編】

「まだ、知らないだけ。」のブランドメッセージの浸透を図り、上野原市の魅力を見つけるための戦略とすること

【実践編】

ブランドメッセージを起点に、上野原市の魅力を伸ばし、市内外へ訴求していくための戦略とすること

(4) シティプロモーション推進に係る提案について

上野原市シティプロモーション戦略（仮称）を効果的に活用するため、情報発信方法や運用方法、推進体制や市民活動等について個別具体策を提案する。併せて、本市のシティ

プロモーション機運の醸成を図り、多くの人に注目されるような独自提案、また相乗効果が期待できるような提案を行う。

- ① 戦略的なシティプロモーション活動の提案
- ② 効果的な情報発信方法や運用方法の提案
- ③ プロモーション推進体制の提案（庁内及び外部応援サポーター〔市民・団体・大学・企業等〕との推進体制の確立）
- ④ シビックプライド・スタッフプライド醸成の提案（講演会やセミナー等）
- ⑤ ①～④のほか本市のシティプロモーション事業に有効と思われる独自の事業提案

6 他業務との連動

本業務は、上野原市地域力創造専門家派遣業務と連動する業務となることから、市及び上野原市地域力創造専門家派遣業務の受託者と十分協議・連携し、総務省の地域人材ネットに登録されている地域力創造アドバイザーの支援・指導・助言を有効に活用するものとする。

7 権利関係

上野原市シティプロモーション推進業務委託の履行に伴い生じた成果物における著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、本市に帰属するものとする。また、受託者は、当該成果物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。

8 成果物

納品する成果物は以下のとおりとする。

- ① 上野原市シティプロモーション戦略：導入編、実践編（A4版4色、各50部）
- ② 業務報告書：紙媒体（A4版4色、2部）及び電子データ
- ③ 議事録：電子データ
- ④ 5.業務内容（3）及び（4）の実施による制作物一式：電子データ含む（ブランドイメージ、ブランドメッセージ及びブランドロゴはadobe Illustrator形式で提出すること）
- ⑤ 研修等資料：電子データ又は紙媒体

9 その他

仕様書に記載のない事項は、発注者と受託者が協議し決定の上、対応すること。また、仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、対応すること。